

第1回蒲田地区駐車場地域ルール策定協議会（分科会）

議事要旨

1. 日時

令和6年11月7日（木）14:40から15:20まで

2. 場所

蒲田地域庁舎 5階 大会議室

3. 出席者（会員17名、オブザーバー1名）※代理出席者を含む

学識経験者2名、地元組織1名、民間事業者等4名、東京都2名、警察1名、大田区7名、国土交通省（オブザーバー）1名

4. 議題

- ・ 駐車施策の方向性
- ・ 附置義務緩和の考え方
- ・ 原単位の考え方
- ・ 隔地の考え方

5. 議事要旨

会員より、以下の意見を受けた。

（駐車施策の方向性）

- ・ 地域ルールに出入口を設けない路線を設定し、附置義務駐車場にこれを適用することで歩行環境の向上が期待できる。その他、路外駐車場の出入口の位置を制限する手法として、都市再生特別措置法に基づく駐車場出入口制限道路の指定などがある。このような制度の活用も前向きに検討してほしい。

（附置義務緩和の考え方）

- ・ 駐車場の附置義務を定める他条例との兼ね合いを調整しておくこと。特に住宅は区内部で考え方を調整すること。
- ・ 住宅・その他では原単位を設定せず、建築主側が類似施設より必要台数を設定する（下限値を設定する）地域ルールの適用を検討しているとあるが、具体的にどのようなやり方になるか。
- ・ 住宅・その他が地域ルールを適用するには複数の類似施設を検証する必要が発生し、地域ルールに則った駐車場整備の協議が煩雑化すると思う。実態を踏まえて運用できるル

ールとしてほしい。

- ・ 住宅の種類で駐車場の考え方が異なるとすれば、例えばファミリー向けの住宅であれば、ファミリー向けの車が入るハイルーフの駐車場を整備すると1台を1.5台の整備として評価する等の仕組みを検討してほしい。これは極端な例だと思うが、住宅の種類と駐車場の関係性により地域ルールを活用することで実態に沿った駐車場整備ができるようになるのではないかな。

(隔地の考え方)

- ・ 実際に隔地駐車場を設けることができるのか。隔地駐車場を外側付近に設けられないといった実態がある中で、特定路線において駐車場の出入口の設置が制限されるとなると、実態の伴うルールにならないのではと考える。
- ・ 他地区では、隔地申請の際に、事業者自らが隔地駐車場を探すといったスキームが非常に多い。蒲田地区は隔地が非常に難しいという課題があるため、隔地先の確保方法についても次回の議論内容に入れる必要がある。
- ・ ウォークラブルな空間を目指していくのは良いが、荷さばきと移動制約者については切り離せない課題と考える。検討する必要がある。
- ・ 車椅子使用者の隔地距離は概ね50mとあるが、目的地までの動線がバリアフリー化されていることも必要ではないか。他地区では関係団体へヒアリングなどを行い、隔地距離の妥当性や求められる駐車施設の形態なども把握している。隔地距離だけでない条件等もあるので、確認しながら設定すること。
- ・ 移動制約者は、身体障害が個人によって異なりニーズが様々だと考えられるため、ヒアリングを実施すること。安心して乗り降りできる場所を設置することが重要な場合があるため、利用ニーズを踏まえてあり方を検討してほしい。
- ・ 移動制約者に限らず、安全に乗り降りできる場所は非常に重要になる。先を見越して交通やまちのあり方に関する計画に反映するとよい。

以上